

公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構（以下「機構」という。）の理事及び監事（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「役員」という。）が退職（死亡及び解任を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に機構理事会が行う業績評価の結果及び役員としての在職期間におけるその者の業績等（以下「業績評価等」という。）を勘案し、0.0から2.0の範囲内で決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第6条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における異なる役職ごとの俸給月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額に業績評価等を勘案し、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。

2 前項の業績評価等は、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下この条において「端数」という。）を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(職員との在職期間の通算)

第4条 役員が、引き続き職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。

2 役員が引き続き職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の引き続きいた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第5条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員としての引き続きいた在職期間を機構職員退職手当規程(以

下「職員退職手当規程」という。)第7条第1項に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。

2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又は任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職手当の返納等の取扱い)

第8条 退職手当の返納等の取扱いについては、職員退職手当規程第15条第1項の規定を準用する。

(退職手当の支給制限)

第9条 機構定款第27条第1項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

2 退職手当の支給制限については、職員退職手当規程第13条及び第14条の規定を準用する。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第7条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によっ

て等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- 一 役員を故意に死亡させた者
- 二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところにより計算された退職手当の額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。